府省名: 総務省統計局

第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

<u>(分野名)</u>	<u>第5分野</u>	男女の仕事と生活の調和	
(施策名)	1 仕事。	と生活の調和の実現	

1 仕事と生活の調和の実現

エ 仕事と生活の調和等に関する統計の整備

1 主な施策の取組状況

労働力調査については、「就業希望者の非求職理由」を把握する調査事項の選択肢に新たに「出産・ 育児のため」と「看護・介護のため」を新設し、平成25年1月から調査を実施した。

就業構造基本調査については、「非求職理由」、「非就業希望」及び「前職の離職理由」を把握する調 査事項の選択肢の「育児のため」を「出産・育児のため」に変更し、また、育児や介護に関する「ふだ んの状況」や「この1年間の制度等の利用状況」を把握する「育児・介護の状況」を新設し、平成24 年10月1日現在で調査を実施した。

2 取組結果に対する評価

上記のとおり可能な限り、必要な調査事項の新設等を行っていることから、適切に取り組んでいると 認められる。

3 今後の方向性、検討課題等

所管の統計調査の実施において、引き続き可能な限り、統計調査の充実に努めてまいりたい。

4 参考データ、関連政策評価等

- ・労働力調査【別添 11 参照】
- ・平成24年就業構造基本調査【別添12参照】



労働力調査における平成25年1月以降の変更について

近年の重要課題(新たなニーズ)

- 〇少子高齢化による労働力人口の減少や非正規雇用の増加に見られる雇用の構造的な変化 への対応が必要
- 〇政府の「公的統計の整備に関する基本的な計画」等の指摘事項を踏まえた見直しが必要



対応(労働力調査における変更)

〇労働力調査において、<u>平成 25 年 1 月末実施の調査から</u>調査事項の変更等を行い、あわせて 結果表の変更を実施(平成 25 年 1 月分結果は 25 年 3 月 1 日に公表)



主な変更のポイント

〇非正規雇用者の実態を詳しく把握

- -「従業上の地位」の「常雇」を、「常雇(有期の契約)」及び「常雇(無期の契約)」に分割 ⇒雇用契約期間が1年超の有期雇用契約者の人数の推計が可能に(毎月)
- ・非正規の雇用形態(勤め先での呼称※)別の人数の公表が、四半期ごとから毎月に (※「パート」、「アルバイト」、「労働者派遣事業所の派遣社員」、「契約社員」、「嘱託」、「その他」) ⇒非正規雇用者のより詳細なデータの迅速な提供が可能に(毎月)
- ・非正規雇用についた理由(「正規の仕事がないから」等)を調査事項に新たに追加 ⇒本意型・不本意型等別の非正規雇用者の人数を把握することが可能に(四半期ごと)

〇年間の総実労働時間を把握

- 「月末1週間の就業日数」及び「月間就業日数」を調査事項に新たに追加 ⇒ ILO(国際労働機関)が求める年ベースの総実労働時間の推計が可能に
- ○少子高齢化やワーク・ライフ・バランスの進展に対応
 - ・「就業希望者の非求職理由」の選択肢を「出産・育児のため」と「介護・看護のため」に分割 ⇒就業と介護の関係やワーク・ライフ・バランスの進展に関する分析が可能に(四半期ごと)

労働力調査における平成25年1月以降の変更について

労働力調査においては、社会経済情勢の変化に対応するとともに、政府の「公的統計の整備に関する基本的な計画」等の指摘事項を踏まえ、雇用失業の実態把握に資する統計データ提供の充実を図るため、平成25年1月調査から調査事項の変更等を行い、あわせて結果表の変更を行います。

※以下の説明は、総務省が諮問した「労働力調査の変更及び労働力調査の指定の変更(名称の変更)について」 に対する統計委員会(内閣府)の答申に基づいています。下記 URL をご参照下さい。

URL http://www5.cao.go.jp/statistics/inquiry/tousin/tousin_39.html

I 調査事項の変更等

労働力調査は、平成25年1月調査から基礎調査票及び特定調査票における調査事項に関し、 以下の変更等(変更7,追加3,削除1)を行います。(注)

※調査票様式については、統計局ホームページ掲載の下記 URL をご参照ください。

- ○平成 24 年 12 月調査まで(旧)
 - ・基礎調査票(旧) http://www.stat.go.jp/data/roudou/pdf/bq2009.pdf
 - ·特定調査票(旧) http://www.stat.go.jp/data/roudou/pdf/sq2009.pdf
- ○平成25年1月調査以降(新)
 - ・基礎調査票(新) http://www.stat.go.jp/data/roudou/pdf/bq2013.pdf
 - ·特定調查票(新) http://www.stat.go.jp/data/roudou/pdf/sq2013.pdf

1 基礎調查票

(1) 非正規雇用者の実態把握

ア. 有期雇用契約者数の把握 (変更①)

非正規雇用の形態の一つである有期雇用契約者の規模の把握の観点から、基礎調査票の「従業上の地位」を把握する調査事項の選択肢のうち、従来の「常雇」を新たに「常雇(有期の契約)」及び「常雇(無期の契約)」に分割します。これにより、「常雇」を構成する雇用契約期間が1年超の有期雇用契約者と期間の定めのない者を分離して、有期雇用契約者の人数の推計が可能となります。

イ. 非正規雇用者の実態把握の迅速化 (変更②)

非正規雇用の迅速な把握の観点から、「勤め先における呼称」を把握する調査事項の選択 肢のうち、従来の「契約社員・嘱託」を新たに「契約社員」及び「嘱託」に分割した上で、 当該調査事項を特定調査票から基礎調査票へ移動します。これにより、当該調査事項の公 表頻度が四半期ごとから毎月となり、非正規雇用者に関するより詳細なデータの迅速な提 供が可能となります。

(2) 実労働時間の実態把握 (追加①,②)

実労働時間のより適切な把握の観点から、基礎調査票において、新たに「月末1週間の 就業日数」及び「月間就業日数」を把握する調査事項を追加します。これについては、既 存の調査事項である「月末1週間の就業時間」を「月末1週間の就業日数」で除し、これ に「月間就業日数」等を乗じることにより、年間の総実労働時間の推計が可能となります。

⁽注) 労働力調査では毎月、全ての調査対象世帯に基礎調査票を配布するとともに、その 1/4 の世帯に特定調査票を配布して調査を実施しています。また、調査結果については基礎調査票に基づく基本集計を毎月、特定調査票に基づく詳細集計を四半期ごとに公表しています。

(3) 産業別の労働投入量の把握 (変更③)

産業別の労働投入量の把握の観点から、基礎調査票の「勤め先・業主等の名称・事業内容」を把握する調査事項において、派遣労働者の場合、従来の派遣元企業等の名称・事業内容から、新たに派遣先企業等の名称・事業内容を把握するものに変更します。これにより、派遣先企業等の労働投入量に派遣労働者による分も追加され、当該労働投入量の正確な推計が可能となります。

2 特定調査票

(1) 非正規雇用者の本意型・不本意型等別の把握 (追加③)

非正規雇用者について、非正規雇用が本意か否か等を把握する観点から、特定調査票に 新たに「非正規雇用に就いた理由」を把握する調査事項を設けます。これにより、非正規 雇用者の詳細な実態が明らかになり、非正規雇用の増加の背景等に関する分析に当たり有 用なデータを得ることが可能となります。

(2) 少子高齢化の進展やワーク・ライフ・バランスへの対応 (変更④)

少子高齢化の進展等への対応の観点から、特定調査票の「就業希望者の非求職理由」を 把握する調査事項の選択肢のうち、従来「家事・育児のため」としていたものを、新たに 「出産・育児のため」と「介護・看護のため」に分割します。これにより、就業と介護と の関係やワーク・ライフ・バランスの進展に関する分析が可能となります。

(3) 学歴と就業状況の関係の把握 (変更⑤)

大学院卒業者における学歴と就業状況との関係を把握する観点から、特定調査票の「教育」を把握する調査事項の選択肢のうち、従来の大学・大学院卒業者を想定した「大学・大学院」を、新たに「大学」と「大学院」に分割します。これにより近年増加している大学院卒業者と就業状況との関係の分析が可能となります。

(4) 前職の雇用形態の把握 (変更⑥)

就業構造基本調査との整合性を図るため、特定調査票の「前職の従業上の地位・雇用形態」を把握する調査事項の選択肢のうち、従来の「その他」を新たに「契約社員・嘱託」と「その他」に分割します。

(5) その他の調査事項の変更等

ア、「転職などの希望の有無」の把握頻度の変更 (変更⑦)

基礎調査票の「転職などの希望の有無」を把握する調査事項については、四半期ごとの公表で十分傾向を把握することが可能であると判断されたことから、これを簡素化した上で特定調査票に移動します。

イ. 「転職に伴う収入の増減」の削除(削除①)

特定調査票の「転職に伴う収入の増減」を把握する調査事項については、収入の増減 割合が時系列的にみてほぼ一定で大きな変化がないこと、また報告者の負担軽減にも寄 与するものであることから、これを削除します。

Ⅱ 結果表の変更

労働力調査は、調査事項の変更等に伴い、非正規雇用の実態把握、年間の総実労働時間の推 計等に寄与する集計の充実を図るため、結果表の変更を行います。

詳細については、統計局ホームページ掲載の「労働力調査結果表の一部変更について(平成25年1月分結果以降)」をご参照下さい。

URL http://www.stat.go.jp/data/roudou/change/2013/index.htm

※派遣労働者に係る産業別就業者・雇用者「派遣先」から「派遣元」への産業の補正及び組み替えについて

派遣労働者については、平成25年1月以降、派遣元企業等による把握から派遣先企業等による把 握となるため、派遣元である「職業紹介・労働者派遣業」及び派遣先である各産業の就業者数・雇 用者数において、これに伴う異動が生じます。したがって、産業別の就業者数・雇用者数を前年以 前と比較する際には,この点に補正留意が必要となります。補正の具体的な方法については,「労働 力調査の結果を見る際のポイント No. 17」 < http://www.stat.go.jp/data/roudou/pdf/point17.pdf> を御参照ください。この方法は、既にお知らせした組み換えとは異なりますので、御留意ください。

組み替えとはこれについては、産業×雇用形態のクロス表(基本集計II-1表)を用いて、派遣先 である各産業の雇用形態「労働者派遣事業所の派遣社員」の公表値を,派遣元である「職業紹介・労 働者派遣業」に戻すこと組み替えることが可能です。組み替え方法は下図をご参照ください。

図:産業別の就業者・雇用者の「派遣先」から「派遣元」への組み替え概念図(イメージ)

【組み替え前】

基本集計 第 II-1表 産業,従業上の地位・雇用形態(雇用者については従業者規模)別就業者数

2013年 XX月 従業上の地位、雇用形				雇用者	-	
従業者産業		就業者 総数			総数	役員除く 非正規 労働者派遣 事業所の 派遣社員
産業	(1)	a ₁			bı	Cı
農業 ,林業	(2)	a ₂			b ₂	G2
非農林業	(5)	a 5			bs	C5
建設業	(10)	a 10			b10	C10
製造業	(11)	a 11			b ₁₁	G 11
サービス業 (他に分類されないもの)	(86)	a 86			b 86	C86
廃棄物処理業 :	(87)	a 87			b ₈₇	C87
職業紹介·労働者派遣業	(90)	a 90			b 90	G 90
公務 (他に分類されるものを除く)	(96)	a96			b 96	G96
分類不能の産業	(99)	a99			b 99	C99

平成 25 年 1 月以降の公表値は、 派遣先である各産業の雇用形態 「労働者派遣事業所の派遣社員」 を把握

【組み替え後】

基本集計 第Ⅱ-1表

産業,従業上の地位・雇用形態(雇用者については従業者規模)別就業者数

行番号

従業上の地位, 雇用を	XX月 従業上の地位,雇用形態, 従業者規模				雇用者	
			we		総数	役員除く 非正規 労働者派遣 事業所の
企業	-					派遣社員
全産業	(1)	a 1			b ₁	C1
農業、林業	(2)	82 -C2			b2 -G2	-
		1			1	1
非農林業	(5)	as+加算①			bs+加算①	C 1
建設業	(10)	a10-C10			b10-G10	-
製造業	(11)	a11-C11			b11-C11	-
1					1	1
サービス葉(他に分類されないもの)	(86)	286+加算②			bs6+加算②	O 1
廃棄物処理業	(87)	8 87- C 87			b87-C87	-
						1
職業紹介・労働者派遣業	(90)	290+加算③			800+加算③	C1
公務 (他に分類されるものを除く)	(96)	896-C96			b96-C96	-
		1			1	- 1
分類不能の産業	(99)	899-C99			b99-C99	-

加算①: C2を加算

加算②: C1を加算し、重複するC86を差し引く 加算③: C1を加算し、重複するC90を差し引く

- <<2013 年 3 月 1 日追記>> 前年以前と比較する際には、 当月 の数値を補正する必要がありま す。具体的な方法については、「労 働力調査の結果を見る際のポイン ト」No. 17 を御参照ください。 URL: http://www.stat.go.jp/dat a/roudou/pdf/point17.pdf> この方法は、既にお知らせした組 み替えとは異なりますので、 御留 意ください。

前年以前と比較する際には、 派遣元である「職業紹介・労働者 派遣業」に組み替える (派遣先の各産業からは雇用形態 「労働者派遣事業所の派遣社員」 を差し引く)

平成24年就業構造基本調査の概要

調査の概要

調査の目的:国民の就業及び不就業の状態を調査し、全国及び地域別の就業構造の実態を明らかにする調査の周期:昭和31~57年まで概ね3年おき、57年以降は5年ごとに実施(平成24年調査は16回目)

調 査 日:平成24年10月1日現在

調査対象:全国約3万2千調査区、約47万世帯の15歳以上の者約100万人

調查事項:

- 有業者に関する事項(従業上の地位、雇用形態、産業、転職又は追加就業の希望の有無等)
- 無業者に関する事項(就業希望の有無、非就業希望理由等)
- 前職、初職に関する事項、訓練・自己啓発の有無等

調査の流れ:

総務省統計局 🖒 都道府県 🖒 市区町村 📛 指導員 📛 調査員 📛 調査世帯 約 2,800 人 約 32,000 人

利活用状況:

- ・労働関係 ⇒雇用・労働政策の企画立案等の基礎資料としての利用や経済財政白書、労働経済白書などの各種白書等での利用
- 男女共同参画関係⇒能力開発・生涯学習施策に関する基礎資料としての利用
- 地方公共団体→都道府県における雇用対策や男女共同参画計画の策定など幅広く利活用

近年の重要課題(新たなニーズ)

24年調査においては、近年の社会経済情勢の変化、「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成21年3月13日閣議決定)等における指摘事項を踏まえ、以下のような観点から調査内容の充実を図る。

- 少子高齢化の進展への対応やワークライフバランスの状況の把握
 - 就業と育児、介護の関係の分析に資する事項
- 非正規雇用の実態の的確な把握
 - 有期雇用契約の分析に資する事項
- 若年者の雇用問題への対応
 - 若年層の厳しい雇用状況の分析に資する事項
- 東日本大震災と雇用との関係の把握
- 調査環境の変化を踏まえた調査の効率的な実施

平成24年調査のポイント

- 少子高齢社会における就業と育児・介護との関係の分析に資するため、育児・介護の実施状況、育児 休業・介護休業などの制度の利用状況に関する調査事項を追加
- 非正規雇用の実態把握を充実させるため、雇用契約期間に関する調査事項を追加
- 雇用保険等の受給状況を的確に捉えるため、収入の種類を個人単位で把握
- 学卒時の経済情勢と就業実態の関係を明らかにするため、調査事項に学校の卒業時期を追加
- 東日本大震災と雇用との関係を把握するため、震災の被害による仕事への影響や避難の状況を追加
- 地域別の就業の実態を明らかにするための集計の充実(都道府県内ブロック別集計の追加)
- オンライン調査の導入地域の拡大とコールセンターの設置による調査の効率的かつ円滑な実施